

第3章 特定健診・特定保健指導の実施(法定義務)

1. 第3期特定健診等実施計画について

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、実施計画を定めるものとされている。

なお、第1期及び第2期は5年を1期としていたが、医療費適正化計画等が見直されたことをふまえ、第3期(平成30年度以降)からは6年1期として策定する。

2. 目標値の設定

【図表 20】

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定健診実施率	40%	45%	50%	55%	60%	60%
特定保健指導実施率	95%	95%	95%	95%	95%	95%

3. 対象者の見込み

【図表 21】

		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定健診	対象者数	4,650人	4,600人	4,550人	4,500人	4,450人	4,400人
	受診者数	1,860人	2,070人	2,275人	2,475人	2,670人	2,640人
特定保健指導	対象者数	200人	200人	200人	200人	200人	200人
	受診者数	190人	190人	190人	190人	190人	190人

4. 特定健診の実施

(1) 実施方法

健診については、特定健診実施機関に委託する。県医師会が実施機関の取りまとめを行い、県医師会と市町村国保側のとりまとめ機関である国保連合会が集合契約を行う。

- ① 集団健診(美馬市保健センター他)
- ② 個別健診(委託医療機関)

(2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められている。

(3) 健診実施機関リスト

特定健診実施機関については、徳島県国保連合会(市町村)のホームページに掲載する。

(URL: <http://tokushima-kokuhoren.or.jp/>)

(4) 特定健診実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする人を抽出する国が定めた項目に加え、追加の検査(HbA1c・血清クレアチニン・尿酸・尿潜血・心電図)を実施する。また、血中脂質検査のうちLDL コレステロールについては、中性脂肪が400mg/dl 以上又は食後採血の場合は non-HDL コレステロールの測定に変えられる。(実施基準第1条4項)

(5) 実施時期

4月から翌年3月末まで実施する。

(6) 医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健診の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行うよう、医療機関へ十分な説明を実施する。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行う。

(7) 代行機関

特定健診に係る費用の請求・支払の代行は、徳島県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託する。

(8) 健診の案内方法・健診実施スケジュール

実施率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、受診の案内の送付に関わらず、医療保険者として加入者に対する基本的な周知広報活動について、どのように行う予定なのか記載する。(図表 22)

【図表 22】

美馬市年間実施スケジュール

受診券発行予定枚数 (平成29年6月見込み)	H30年 4月	受診券発行月日 ※				受診券有効期限			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4,774				7月1日					12月31日

※「受診券発行月日」とは、受診券面に記載される発行月日です。実際に受診券が発行・交付されるのは7月です。

(注)平成29年10月以降に75歳に到達する方については、一律「9月30日」が有効期限です。

5. 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、保険者直接実施の形態で行う。

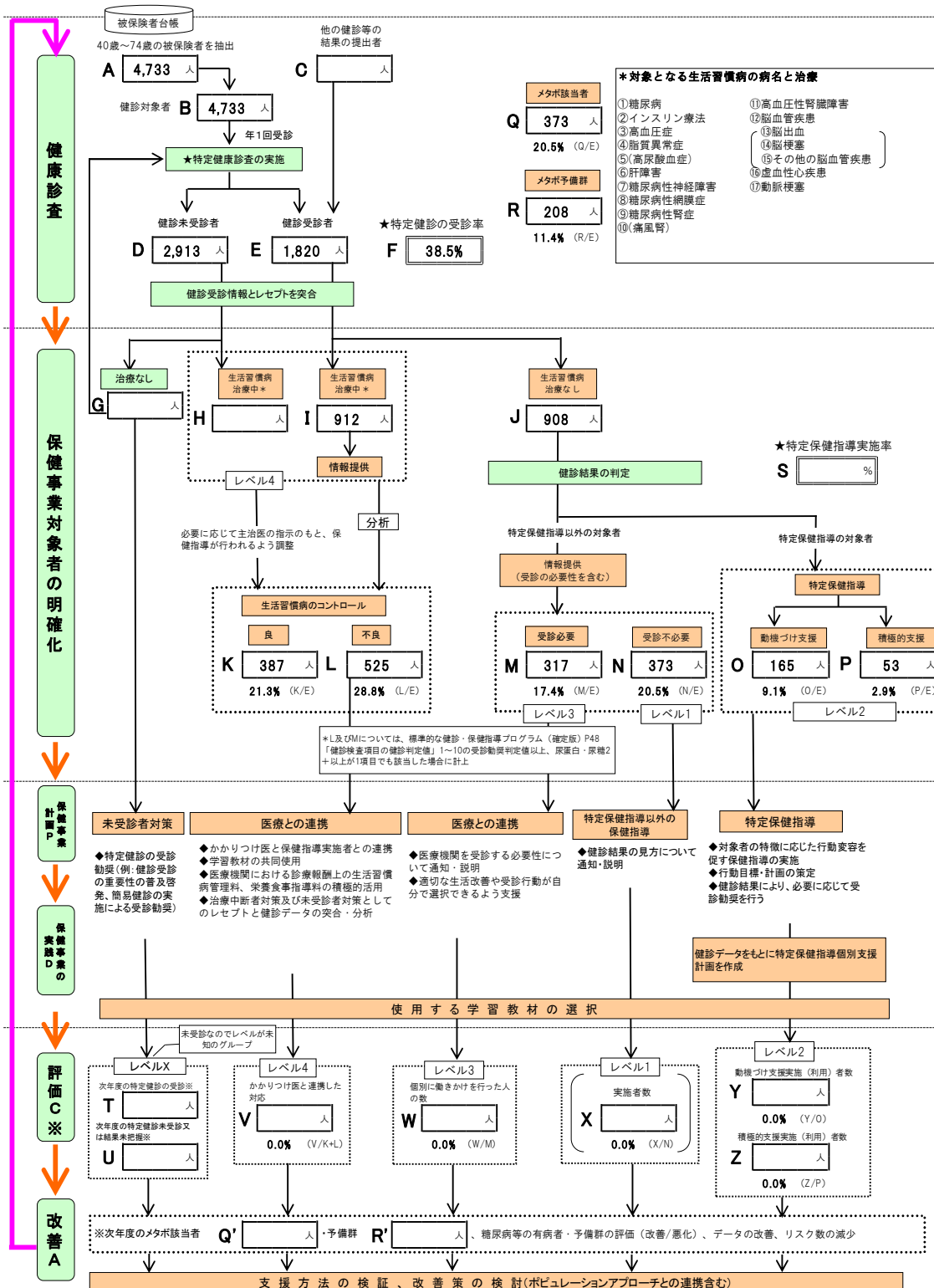
(1) 健診から保健指導実施の流れ

「標準的な健診・保健指導のプログラム(平成 30 年版)」様式 5-5 をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行う。(図表 23)

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導

【図表 23】

健診から保健指導実施へのフローチャート



(2) 要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法(図表 24)

【図表 24】

優先順位	保健指導レベル	支援方法	対象者数見込み
1	特定保健指導 O:動機付け支援 P:積極的支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う 	200 人
2	情報提供 (受診必要)	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援 	320 人
3	健診未受診者	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定健診の受診勧奨(例:健診受診の重要性の普及啓発、簡易健診の実施による受診勧奨) 	2,790 人
4	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆健診結果の見方について通知・説明 	370 人
5	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析 	920 人

(3) 生活習慣予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理とPDCA サイクルで実践していくため、年間実施スケジュールを作成する。(図表 25)

【図表 25】

生活習慣予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

対象者の明確化から計画・実践・評価まで

検査項目	高血圧症		心臓病		脂質異常症		メタボリックシンドローム		糖尿病		慢性腎臓病(CKD)		重症化予防対象者(人)
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
対象者数	1,820												569
対象者数	90	4.9%	0	0.0%	57	3.1%	37	2.0%	373	20.5%	139	7.6%	35
重症化予防対象者	69	81.1%	0	0.0%	49	86.0%	22	1.8%	76	8.4%	74	4.8%	42
治療中	28	31.1%	0	0.0%	21	36.8%	8	21.6%	76	20.4%	12	8.6%	9
治療中	31	4.5%	0	0.0%	8	1.8%	15	3.4%	297	32.6%	65	33.9%	29

課題設定と計画P

第2期特定健診等実施計画・データヘルス計画

特定健診	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特定健診受診率	27.6	36.5	34.7	37.2	36.9	37.0	36.9	36.6	36.5	
特定保健指導受診率	56.8	64.7	60.3	62.1	66.6	66.7	66.2	66.3	67.1	

健康みま21推進計画

今年度の目標

- 健康みま21の推進
- 健康づくりの推進
 - ①小・中2を対象とした「小児期からの生活習慣病予防教室」の開催
 - ②就学前児童肥満防止事業
 - ③特定健診・保健指導の推進

① 特定健診

1. 第2期特定健診等実施計画・データヘルス計画を推進

1) 未受診対策 目標受診率 39.4%

- ①継続受診率を上げる
 - H28年度の継続受診率は76.7%(目標80%以上)
 - H28年度の継続受診率を上げる
 - 糖尿病管理台帳・CKD管理台帳・血圧・LDL-C5年ツールで重症化予防対象者名簿を作成し、個別訪問する。
- ②新規受診者の確保
 - H28年度の新規受診率は14.7%、初受診対象者(40歳)及び41~64歳未治療未受診者747人を個別訪問する。
 - ③医療機関との連携
- ③CKD重症化予防対策-糖尿病腎症重症化予防プログラムの推進-

② 健診結果

特定健診	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特定健診受診率	27.6	36.5	34.7	37.2	36.9	37.0	36.9	36.6	36.5	
特定保健指導受診率	56.8	64.7	60.3	62.1	66.6	66.7	66.2	66.3	67.1	

③ 保健指導

地区名	担当保健士	担当管理栄養士
臨町東	三原	大塚
臨町西	長江	櫻岡
穴次・協栄・東京重	前田	西坂
美馬	藤野	西村
木屋平	原田・和泉	櫻岡

実践スケジュール

月	実施内容
4月	教育委員会・保育所・幼稚園認定こども園への説明(小児期からの生活習慣病予防教室と就学前肥満防止事業)について
5月	保育所・幼稚園児に対する肥満見守り
6月	保育所・幼稚園児に対する肥満見守り(肥満傾向(肥満度15%以上)にある児・保護者に対する個別指導)
7月	小学5年生・中学2年生を対象とした「小児期からの生活習慣病予防教室」の開催
8月	民生委員・ヘルスメイトの通知・依頼
9月	小中学校・小児期からの生活習慣病予防教室
10月	健康みま21推進協議会の開催計画の効果的な推進に向けて、作業部会からの具体的な意見について協議をしておく

★生活習慣予防をライフサイクルで見ている。母子・健康づくり係と業務分も併用しているが「糖尿病等生活習慣病の発症・重症化予防」の視点で共有・連携して課題解決に取り組むこと

胎前期	乳前期	幼前期	幼前期	児童・生徒	19~39歳	40~74歳	75歳以上
ハイハイ教室(母子保健法)	各種健診	肥満個別指導・健康教室	小児期からの生活習慣病予防教室	メンズレディーズ健診保健指導	特定健診・保健指導(母子保健法)	特定健診・保健指導(高齢者医療確保法)	

6. 個人情報の保護

(1) 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律および美馬市個人情報保護条例を踏まえた対応を行う。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理する。

(2) 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行う。特定健診・特定保健指導の記録の保存義務期間は、実施基準第10条に基づき、記録の作成の日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までとなる。

7. 結果の報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告する。

8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画は、美馬市ホームページ等への掲載により公表、周知する。